

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

高齢者の相談が
増えています!



そのタブレット 必要ですか?

スマホとのセット契約にご注意!



事例

スマートフォンが便利そうなので、携帯電話から変更しようと店舗へ行った。一番安いプランを希望したところ、今ならタブレットが無料だと案内されたが、契約してみると別途料金がかかり、高額な請求をされてしまった。

アドバイス



契約する前に、契約期間や金額など、 しっかり内容を確認しましょう!

二年
縛り

セット
契約

今なら
無料



◆スマートフォンの契約時に「無料」や「セット」と言って、消費者が不要と断っているのに、タブレット端末やSDカード、光回線や電気など他のサービス、必要以上のデータプラン等を契約させる場合があります。

◆別になにか勧められた場合は、契約書に署名する前に、この契約でどんな料金がかかるのかしっかり確認し、必要ない契約はその場で断りましょう。いわゆる「二年縛り」など、期間の定めがある料金プランなのかどうか、契約期間や中途解約時の違約金なども確認しましょう。

◆「スマートフォンの通話を切り忘れて通話料が高額になった」など、スマートフォンの操作方法に関するトラブルも増えています。操作などで困った際の間合せ先についても、購入時に確認しておきましょう。

◆不安を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

横浜そごう前でイベント開催!

申込み不要!

SDGs
って何??

今話題の「SDGs (持続可能な開発目標)」ってご存知ですか?
なんだか難しそうだけど、実は私たち一人ひとりの普段の生活の中に、
地球の未来のためにできることがたくさんあるんです!
お買い物ついでに持続可能な開発の取組みについて楽しく学びましょう♪

日時

11月14日(水)
13:00~18:00
(時間は予定)

場所

新都市プラザ
(そごう横浜店
地下2階入り口前)

内容

- ・持続可能な開発に取組む企業や団体の活動や商品に関する展示
- ・SDGsなどに関するクイズ(参加賞あり)
- ・啓発グッズの配布 など



10月13日~19日はかながわ消費者週間です!

「消費者市民社会の形成」 に向けて

県内で活動する消費者団体の取組を紹介するほか、
50周年を迎えた消費生活センターについて発信します!

展示等協力団体 / 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合、適格消費者団体NPO法人消費者支援かながわ、消費者問題に取組む「Cの会」、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部、野菜ソムリエコミュニティかながわ、神奈川県消費者団体連絡会、NPO法人神奈川県消費者の会連絡会、公益社団法人全国消費生活相談員協会 他(展示日程順)

- 期間 : 10月16日(火)~31日(水)
- 場所 : かながわ県民センター(「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分)1階ロビー
- 内容 : 県の消費生活センター50周年・悪質商法による被害事例や消費者被害未然防止に向けた対処法の紹介・県民の野菜の消費量アップ・家計プランについての展示 など



くらしに役立つ
リーフレットも
たくさんご用意
しています!

平成30年度 消費者教育講師養成講座(委託事業)

「地域でやってみよう!消費者教育~伝え方編~」

お申込み受付
継続中です!

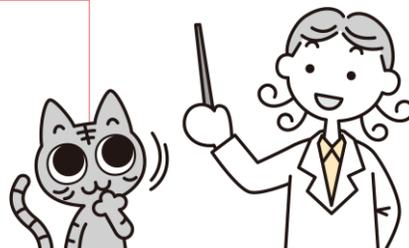
開催日 全4回連続講座 11/3・11/10・11/17・12/1 (いずれも土曜日)

お申込み・問合せ先 公益財団法人 消費者教育支援センター

締切: 10/22(月) ※締切後も受け付けている場合があります
ので、お気軽にお問い合わせください。

TEL 03-5466-7341 FAX 03-5466-2051

<http://www.consumer-education.jp/2018kanagawa/>



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう